八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　安尾　博
印刷所　秀文社
発行部数　18.500部
定価一部　五円

正副議長決定
五月定例市議会開く
役員選任完了

石田議長

羽多野副議長

改選後初の市議会は五月十六日午前十一時から市議事堂で全議員、脇田市長、古藤助役、桑倉収入役各課長参与として出席、年長議員植田藤三郎氏仮議長となり開会された。

先づ第一号議案「八尾市議会議長選挙の件」を上程、推せん制によるか、無記名投票によるかとの意見があり十一時八分一たん休憩、二十分再開、結局仮議長指名によることを全員諒承、石田議員を議長に、副議長に羽多野議員の両氏が指名され全員拍手を以つて決定両氏より粉骨砕身重責にあたると力強い挨拶があつた。

ついで脇田市長登壇、正副議長決定も円満に行われ喜ばしい、私も再選市長として努力したいので一層の御支援を願いたいと挨拶、十一時四十分休憩。

なお、この間を全体協議会が開かれ常任、特別委員会、役員は別掲の如く審議選任、午後三時十分再会、全議案可決、午後八時三十分閉会した。

選第一号
八尾市議会議長選挙の件

地方自治法第百三條第一項により八尾市議会議長の選挙を行う。

石田善硯議員　当選

（地方自治法抜萃）
第百三條　普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

選第二号
八尾市議会副議長選挙の件

地方自治法第百三條第一項により八尾市議会副議長の選挙を行う。

羽多野与久議員　当選

議案第三四号
八尾市議会常任委員会及び特別委員会條例中一部改正の件

八尾市議会常任委員会及び特別委員会條例の一部を次のように改正する。

（理由）議会の円滑なる運営を期するため、改正する必要があるので提出

條例第　号
八尾市議会常任委員会及び特別委員会條例中改正條例

第一條を次のように改める。
第一條　本市議会に左の常任委員会を置き、その部門に属する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査をする。
財政総務委員会　厚生委員会　経済委員会　文教委員会　警察消防委員会　建設委員会　事業委員会

第三條を次のように改める。
第三條　常任委員会の担任する事項は左の通りである。

一、財政総務委員会
1、総務課の所管に属する事項
但し、警察消防に関する事項及び競馬、競輪に関する事項を除く
2、広報課の所管に属する事項
3、税務課の所管に属する事項
4、徴税課の所管に属する事項
5、会計課の所管に属する事項
6、戸籍課の所管に属する事項

一、厚生委員会
1、福祉事務所の所管に属する事項
2、衛生課の所管に属する事項
3、市民病院に関する事項

一、経済委員会
1、商工課の所管に属する事項
2、農務課の所管に属する事項

一、文教委員会
1、教育課の所管に属する事項

一、警察消防委員会
1、警察消防に関する事項

一、建設委員会
1、土木課の所管に属する事項
2、水道課の所管に属する事項

一、事業委員会
1、競馬、競輪に関する事項

第八條に次の一項を加える
2、委員がその任を辞そうとするときは理由を附してその委員長を経由して議長の許可を得なければならない

第九條中「委員長」の次に「及び副委員長」を加える

第十條中「委員長」の次に「及び副委員長」を加える

同條　第二項を削る

第十四條を次のように改める。
第十四條　公聴会は、常任委員会及び特別委員会の議決によりこれを開く。

選第三号
八尾市議会常任委員選任の件

地方自治法第百九條第二項により八尾市議会常任委員の選任を行う

議長指名により決定

（地方自治法抜萃）
第百九條　普通地方公共団体の議会は、條例で常任委員会を置くことができる。
2、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、條例に特別の定めがある場合を除く外、議員の任期中在任する。

選第四号
八尾傳染病院組合議会議員選挙の件

八尾伝染病院組合議会議員左記のとおり選挙する。

記

一、八尾市議会議員中より三名
戸田一平、小林弥毅、田中穂積
二、八尾市議会議員の選挙権を有する者の中より二名
岩田亀吉、浜沢清兼

（理由）八尾伝染病院組合議会議員は、昭和二十七年三月三十一日をもつて任期満了となつたので、定員六名の内五名は選挙を行う必要があり、本案を提出。

大阪府八尾傳染病院規約

第一條　大阪府布施市、八尾市、大阪府中河内郡玉川町、盾津町、縄手町、枚岡町、柏原町、巽町、若江村、加美村、三野郷村、英田村、布忍村、石切町、南高安村、高安村、曙川村、孔舎衙村、大阪府南河内郡志紀村、国分町の二市十八個町村は伝染病院設置経営に関する事務を共同処理する為め市町村組合を設ける。
第二條　本組合は大阪府八尾伝染病院組合という。
第三條　本組合役場は大阪府八尾市大字穴太三百八十二番地に置く。
第四條　組合会議員の定数は三十七人とし次の通り各市町村から選出する。
布施市　九名　八尾市　六名
柏原町、縄手町、盾津町、高安村は各二名
玉川町、巽町、枚岡町、若江村、加美村、三野郷村、英田村、布忍村、石切町、曙川村、南高安村、孔舎衙村、志紀村、国分町は各一名とする。
各市町村に配当せられた組合議員中一名は市町村長（市町村長が管理者である場合又は市町村長が欠け若しくは事故があるときは助役とする）をもつてあて、なお定数に余裕があるときは次の各号に掲げる者の中からその市町村議会において選挙した者をもつてあてる。
一、残余の定数の二分の一（整数以下は切上げる）は市町村議会の議員
二、前号以外のものについてはその市町村の議会の議員の選挙権をもつ者
第五條　組合議員の任期は四年とする。但し市町村長及び市町村議会議員である者の任期はその在任期間中とする。
第六條　組合会議員の選挙は地方自治法第百十八條を準用する。
第七條　組合会議員の選挙は管理者において選挙の日より十日前に関係市町村に告知する。
第八條　市町村議会で組合会議員の選挙を終つたときは、市町村長は直ちに其当選者を管理者に通告しなければならない。
第九條　本組合に管理者助役及び収入役各一名を置く。
助役及び収入役の任期は四年とする。
第十條　組合管理者は組合の議会において関係市町村の長の中から選挙する。
管理者の任期は市町村長としての在任期間中とする。
助役及び収入役は管理者が議会の同意を得て選任する。
第十一條　組合に吏員を置き管理者が任免する、但し吏員の定数は條例で定める。
第十二條　組合の費用は予算の属する年度の前年十月一日現在の組合市町村の人口に応じて各市町村に分賦する。
各市町村の費用負担額は人口総数をもつて費用総額を除して得た額にその市町村の人口数を乗じて得た金額とする。
第十三條　組合会の組織、組合会議員の選挙、吏員の組織及び選任其の他本規約に規定なきものは地方自治法を準用する。
第十四條　本組合の公告式は各市役所及び各町村役場の掲示板に掲示するをもつて公告式とする。

議案第三〇号
八尾市監査委員を選任するについて同意を求める件

左記の者を八尾市監査委員に選任しようとするについて議会の同意を求める。

（理由）本市の監査委員中、議員の中から選任されていた永野赳氏は、議員の任期満了と共に地方自治法第百九十七條の規定によつて監査委員の任期も満了、この後任者として前記の者を選任したく地方自治法第百九十六條の規定に基きこの案を提出。

任所　八尾市大字植松一二四一
氏名　松村富蔵
生年月日　明治三十六年五月三日生
職業　会社重役

（地方自治法抜萃）
第百九十六條　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、議員及び学識経験を有する者の中から各々同数を選任しなければならない。
2監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。
第百九十七條　監査委員の任期は二年とする。
2普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された監査委員の任期は、前項の規定にかかわらず議員の任期を超えることができない。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

選第五号
八尾市臨時出納検査立会議員選挙の件

地方自治法第二百四十條第二項により市会議員中から八尾市臨時出納検査立会議員二名の選挙を行う

互選により中西政太郎議員、島野寅次郎議員決定

（地方自治法抜萃）
第二百四十條　普通地方公共団体の出納は、毎月例月を定めてこれを検査し、且つ、毎会計年度少くとも二回臨時検査をしなければならない。
2検査は、監査委員がこれを行う。臨時検査には、普通地方公共団体の議会の議員において互選した二人以上の議員の立会を必要とする。

（次号に続く）

議會の動き

△五月十四日　全体協議会
△五月十六日　定例市会、全議員出席の上開会　提出議案、議決要領は次の通り

一、八尾市議会議長選挙の件
一、八尾市議会副議長選挙の件
一、八尾市議会常任委員会及び特別委員会條例中一部改正の件　（原案可決）
一、八尾市議会常任委員選任の件　（議長指名により決定）
一、八尾伝染病院組合議会議員選挙の件
一、八尾市監査委員を選任するについて同意を求める件　（原案可決）
一、八尾市臨時出納検査立会議員選挙の件
一、貝塚、吹田、岸和田、八尾市競馬組合議会議員選挙の件
一、大阪府都市計画地方審議会委員選挙の件
一、八尾市議会運営委員会規程制定の件　（原案可決）
一、八尾市議会運営委員選任の件　（議長より指名選任）
一、八尾市公安委員会の委員を任命するについて同意を求める件　（原案可決）
一、八尾市民生委員推薦会委員を委嘱するについて議会の意見を求める件　（原案可決）
一、八尾市議会各常任委員長及副委員長を選任するについて同意を求める件　（原案可決）
一、八尾市消防団員公務災害補償條例制定の件　（原案可決）
一、八尾市山本小学校 老朽校舎改築事業費起債専決処分承認の件　（原案承認）
一、八尾市道路改良事業費起債専決処分承認の件　（原案承認）
一、八尾市議会々議規則中一部改正の件　（原案可決）
一、八尾市議会行政調査特別委員会の委員長及び副委員長を選任するについて同意を求める件　（原案可決）

遺児代表
靖国神社に参拝

八尾市の遺児代表八名は七日市長を訪ねて上京の挨拶を行い、市長に励まされて十一日正午市役所に集合福祉係長付添のもとに上京。今は神となり靖国の奥深く祭られた父に「良く勉強して立派な人間になります」と誓つて亡き父との面会を終え十三日午後一時元気に帰つて来た。

遺児代表は次の八名

吉村　智一君（一七）竹渕
土岐　友弘君（一四）植松
安井　鍾男君（一四）山本
中川　真一君（一五）久宝寺
植本　隆君（一五）久宝寺
溝端シズ子さん（一五）西郡
山崎　寛さん（一五）太田
福井町子さん（一五）佐堂

"自治"はこうして生れた
―日本の場合―

日本では、平安朝の中期以後荘園の中には国司、郡司の支配をはなれて、一種の自治が行われていたといわれますが、鎌倉時代から戦国時代にかけて、武家が民政のことを投げやりにしていたためかえつて地方には一種の自治が発達したといわれています。当時の地方民は、自分たちをまもる必要から、小さな団体が組織されたが武家の方では、この団体を納租（今の納税）や犯罪人をつかまえたりするに利用することができたので、むしろこういう団体ができるのを助長する傾向があつて、一種の自治的組織になつたといわれています。

徳川時代になると、いわゆる五人組制度が発達して諸公から警察納税、耕作、防水等の責任が課せられて、これらの組が組み合つて組村、組町ができ、組頭とか名主、庄屋などが、それぞれ全体の仕事をまとめていたのです。こういう風にして大きな都会には総町、町及び五人組の制度、農村では村と五人組の制度ができ、世襲や公選などでえらばれた町年寄、庄屋名主などが共同の事務を処理していました。

このようにして発達してきた地方自治の本質は何かというと今日の地方公共団体は地方の住民に水道や下水道の施設を提供し、あるいは学校、図書館、病院、公営住宅などを利用させてくれます。これはちようど消費者が集つて任意に消費組合を作り、有利に消費物資を買い入れて分配したり、適宜の施設をもうけて組合員の利用に供していると同じようなものでただ消費組合と地方公共団体のちがうところは、消費組合は任意の加入ができるに反し、地方公共団体は住民の承諾あるなしにかかわらず強制的に全住民が構成員となつていることです。言いかえれば任意的な消費組合に対し、一種の強制的な消費組合ともいえる性格が地方公共団体の特質となつてきているようです。これまでの統治という考えかたからサーヴィスを提供するという方向に向つているといえるでしよう。

八尾市議会常任委員名簿

議長　石田善硯　　副議長　羽田野與久

財政総務委員会　（長）戸田　一平　（副）田中　穂積
小林　弥毅　中西政太郎　島野寅次郎　児玉　節雄
松村　富蔵　和田　一二　（八名）

厚生委員会　（長）小林　弥毅　（副）辻村　義徳
田中　穂積　平田　正一　吉田　太郎　日吉　政男
戸田　一平　橋本　徳松　隅田　栄　（九名）

経済委員会　（長）川畑浅次郎　（副）川内牧太郎
西川増次郎　中谷　浅吉　田中恒太郎　谷口　安吉
高橋卯之助　衣田千代三　（八名）

文教委員会　（長）日吉　政男　（副）小池十太郎
橋本喜代一　高木　金一　中西政太郎　島野寅次郎
児玉　節雄　隅田　栄　（八名）

警察消防委員会　（長）近沢　武茂　（副）平田　正一
橋本喜代一　山野啓太郎　高木　金一　松村　富蔵
衣田千代三　和田　一二　（八名）

建設委員会　（長）田中恒太郎　（副）梶田　正造
植田藤三郎　山野啓太郎　近沢　武茂　西川増次郎
吉田　太郎　川内牧太郎　橋本　徳松　（九名）

事業委員会　（長）谷口　安吉　（副）中谷　浅吉
植田藤三郎　川畑浅次郎　梶田　正造　高橋卯之助
辻村　義徳　小池十太郎　（八名）

行政調査特別委員会　（長）隅田　栄　（副）西川増次郎
田中　穂積　日吉　政男　戸田　一平　川内牧太郎
小池十太郎　（七名）

交通特別委員会　（長）和田　一二　（副）衣田千代三
橋本喜代一　近沢　武茂　梶田　正造　田中恒太郎
隅田　栄　（七名）

（昭和二十七年五月十六日）

八尾市議會議席表

1	橋本喜代一	2	植田藤三郎
3	山野啓太郎	4	田中　穂積
5	高木　金一	6	平田　正一
7	近沢　武茂	8	小林　弥毅
9	中西政太郎	10	羽多野与久
11	西川増次郎	12	島野寅次郎
13	川畑浅次郎	14	児玉　節雄
15	石田　善硯	16	吉田　太郎
17	日吉　政男	18	中谷　浅吉
19	梶田　正造	20	田中恒太郎
21	谷口　安吉	22	高橋卯之助
23	松村　富蔵	24	辻村　義徳
25	衣田千代三	26	戸田　一平
27	川内牧太郎	28	橋本　徳松
29	隅田　栄	30	小池十太郎
13	和田　一二		

狂犬病の予防

飼犬の登録と予防注射をいますぐに

狂犬病の予防については既に御承知のことと思いますが、犬を飼つておられる方は社会的な責任と動物愛護の精神をお忘れなく、飼犬には年一回の登録（毎年四月更新）と春秋二回の予防注射を受けさせて下さい。

本市では去る五月六日から十日まで各地区を巡回し登録の受付と予防注射を実施しましたところ、市民各位の御協力により多数の登録と予防注射を受けられましたが、まだ予定頭数に達せず、未登録、未注射犬が相当数あると思われます。

登録手数料　一五〇円
予防注射　一八〇円

1、登録は市役所衛生課で受付します（休日以外の執務時間中）

2、予防注射は八尾保健所衛生課（休日以外毎日午前中）又は岩本獣医師宅（毎日近鉄八尾駅北側）（飼犬を連行して下さい）（登録を先に、注射は後で）

狂犬病の予防についての詳しいことは「八尾市時報」四月二十日号を参照願います。

市勢要覧を御覧下さい

希望者は広報課まで

昭和二十七年版「八尾市勢要覧」の印刷も終りました。本文百四十六頁、写真二十九葉、表紙は写真の通り躍進八尾市を力強く表現したものです。

本市では常に「八尾市時報」を一八、〇〇〇部発行し無償で全世帯に配布しているのですが、この「市勢要覧」は云はばその一カ年の総まとめをしたものです。

この「市勢要覧」は全国の各都市とも毎年作り、これまではその活用が一般に不十分で、市政担当関係者がみる外は、主として他市との交換、又は他市からの視察者に提供するという程度で、一般市民はみたことすらないというのが実情でした。これは住民を基盤におく民主政治においては許されないことで、本市では各地区の自治振興委員さんに一冊ずつ配置して一般市民の閲覧に供することにし、今年は市内小中学校生徒の社会科の研究に利用していただくよう希望者に頒布することにしました。

（頒価は特に印刷所の好意で一冊百円で広報課で取扱います）

要回答と望答

▽竹淵地区委員会
要望　註所畳表替の費用は市負担か、地元負担か
回答　市の財源で市が負担するのが当然ですが、経費の関係上今は出来かねます。（総務課）

▽久宝寺地区委員会
要望　救急所は土足のまま入場出来るよう設備されたい。
回答　要望に御答する事は相当な経費を要し、建物管理者の承諾を得る事も六ケ敷いと思いますが、履物等の紛失のおそれあるようでしたら、下足番を置いて下さい。経費は当方にて負担します。（選挙管理委員会）

要望　水道工事あとの道路修理を大至急せられたい。
回答　代用管（配水枝管）を布設しました後は、三月中旬に一斉に砂利撒布をして補修を行いました。その後は管易水道の旧管を組合が堀り出しているようですが水道課としては補修出来ません。（水道課）

▽大正地区委員会
要望　南木ノ本の民巳行政区へ掲示板三枚至急に配布せられたい
回答　すでに一枚を配布、選挙がすみ次第残りは配布いたします（広報課）

講和発効記念
第一回市民体育大会開催
五月二十五日　八尾中校庭で

明朗にして健康な文化都市の育成は本市発足以来の念願であつて、更に一段の発展は市民の健康と融和にまつことが大である。時あたかも講和発効と憲法実施五週年をなお、日程及び端技種目は次の通迎えるにあたり当市では市民の体りである。

種目	会場	参加者数	表彰
軟式野球	八尾小学校校庭	一〇チーム一三〇	会員に参加章一位、二位賞状賞品
軟式庭球	八尾中学校新コート	三〇組六〇	全員に参加章一位、二位、三位賞状賞品
ソフトボール	八尾中学校旧運動場	四チーム五二	
卓球	雨天体操場	一〇〇	
陸上競技	新運動場	五〇	
排球	旧運動場	一〇チーム一二〇	
〃	特設道場	三〇	
柔道	小、中学校児童	二五〇〇	学校へ参加章
リズム体操	〃		

伝説のページ (5)
大正天皇御野立所

（大字佐堂）

大正三年突如第一次世界大戦が勃発した日本は同盟国の誼をもつて連合国に加担しドイツ国に宣戦を布告した。この年十一月陸軍大演習を府下に催されたが、その月の十七日大正天皇は親しくこれを御統監遊ばされるため、現在の近鉄久宝寺口駅西南約一百メートルの地に臨くも行幸、約一時間に亘りこの野に立たせられ演習の行動につき聞こし召されたのであつた。

当時この辺一帯は見渡す限りの大根畑で遠くまで見渡すことが出来た。その後旧久宝寺村当局ではいたくこれに感激し直ちにここに「御野立所」と刻まれた碑を立て永くこれを記念した。今もその周囲に緑たわわの樹々が栄えている。

現在は碑の周囲十間程を残して人家が立ち並んでその頃の感はないが、八尾市発展のためよい記念碑である。

おわび

…時報第五十六号（五月五日号）の市議得票数のうち一部配布のものに相違ありましたので左記訂正します。

七八五票　小池十太郎氏

人口。世帯数

男	三五、三一三
女	三六、九六七
計	七二、二八〇
世帯数	一六、三三五

四、三〇現在

白い羽根つけて皆で助け合い

不良化のきざし

青少年の不良化防止にはどんな点に注意したらよいか、もしとんな「きざし」のあるときは、なるべく早く学校の先生、町内の児童（民生）委員、又は児童福祉司・社会福祉主事などに相談しましょう。

○言動

一、態度や言葉つきが変わつた時
一、服装や身廻品などを気にする時
一、不潔でだらしなくなる時
一、うそが多くなる時
一、行動を秘密にする時
一、ひそかに煙草や酒などを楽しむ時
一、卑猥な身振りや隠語（フチヨウ）などを使いたがる時
一、弱い者いじめの傾向に進む時
一、無駄使いの多い時
一、金品を持出したりする時
一、学校納金に不審の感ぜられる時
一、落着きがなくひがみの強い時
一、すぐ反抗的になる時
一、見せびらかしや、うぬぼれが強い時
一、昼間ボンヤリして生気のない時

○学業

一、学習の習慣のくずれる時
一、ちとく早引きの多くなる時
一、学校の帰りがをそくなる時
一、朝出掛ける時ぐずぐずして元気がない時
一、成績がぐんぐん下がる時
一、不健全な読み物を読みふける時

○所持品

一、変つた所持品があり其の出所があいまいである時
一、ポケツトに煙草やライター（マツチ）刃物などが入つて居る時
一、入場券・乗車券その他いろいろな切符を持つて居る時

○交友

一、金品の貸し借りが多くなる時
一、無断外出・無断外泊など特に夜間に多くなる時
一、友達に口笛や何かの合図で呼び出される時
一、裏口からこそこそと「悪友」が訪れる時
一、映画や喫茶店などに出入りして盛り場をうろついたりする時
一、「遊戯」が賭け事である時
一、手紙に破感である時
一、好んで異性の話をしたがる時

○身体

一、身体的欠陥があつてひがんで居る時
一、夕食時にも食慾のない時
一、性的悪癖の生ずる時
一、薬物中毒（例えばヒロポン）などにかかつて居る時

○其の他

一、精神的ショツクを強く受けた時
一、家庭にごたごたのある時
一、街頭で物売りなどする時
一、適当な娯楽のない時
一、いつた窓、美しいまくのついたステージ、それに新しいピアノまでそなえられました。みんな美しいものばかりです。いつも大切にして学芸会やてんらん会や、研究会や、えいが会、いろんなことがしたくて、むねがわくわくしています。

市長さん、市会議員さん、PTAのお父さん、お母さん方、校区の方々、建設委員の方々、建築工事をしてくださつた方々、みなさん方のおかげです。本当にありがとうございます。私達はうんと勉強して、もつともつとよい子になります。

今日はお目出たい落成式に全校児童を代表してあつくお礼申上げます。

山本小講堂落成

卒業式には新しい講堂でと本年二月より着工の山本小学校講堂新築工事は四月十二日立派に完成、同校講堂で落成式が行われた。

新講堂は附属建物とも建坪一六八、二四坪で鉄骨平家建、アルミ葺、收容力は約千名、工費は五百万円（このうち地元PTAより寄附金八五万円）でありました。

答辞

児童代表　三上　裕久

春、夏、秋、冬いつもいろんな会があるたびに勉強道具をかかえてやどがえしていた二年生の人等が気の毒でした。先生や私達でステージを、にわかずくりして、せまいせまい教室でおし合つて学芸会や、式などをしたこともたびたびありました。私達はそのたびに講堂がほしいと何度思つたか知れません。二月十七日にはじめて鉄柱がたてられました。大きなかつ車をいくつも使つて一トンあまりもある重い鉄こつが鉄柱の上に引きあげられるのを、室の中でいつまでもじつと見ていました。それから理科でべんりなかつ車の研究をしました。講堂の面積しらべをしようと巻尺ではかつて計算したらぼく達の教室の約六ばいもある事がわかりました。そんな間にも講堂の仕事はぐんぐんすすみ夜おそくまで作業をしておられた日もありました。三月二十二日のそつ業式は未完成ではありましたがこの講堂で式があげられました。そつ業していかれた兄さん、姉さん方は、さぞうれしかつた事と思います。

それが今ではもうずつかり出き上りました。ひろびろとした天井、清らかなかべ、大きなガラスのはめ込まれた明るい窓、ぼくたちは、この講堂を大切にして、よい子になります。

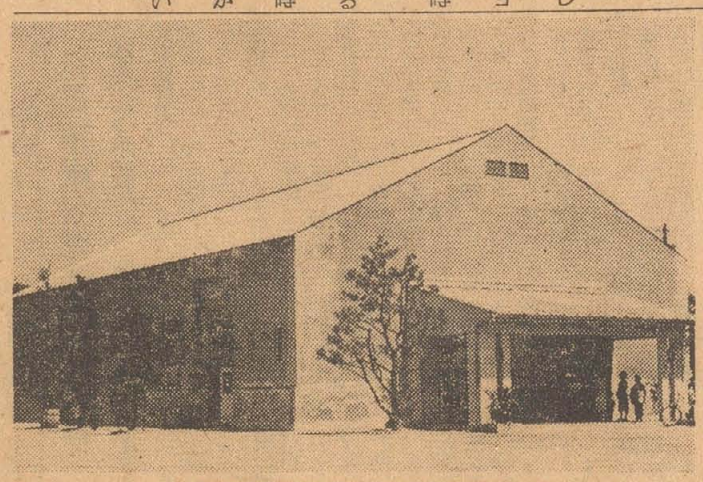

写真は新装なつた山本小学校講堂

先づ個人衛生を守ること
―赤痢にかからぬために―

赤痢の予防はなんと言つても個人衛生を守ることです。治療薬は進んできておりますが予防薬は未だ発見されていませんから各自が予防に心掛ける外左記の予防方法を実行して下さい。

（一）蠅を退治すること。
1、便器汲取口にフタをする。
2、便所の窓を金アミにする。
3、ごみ箱にフタをする。
4、食器や食物にとまらぬよう
5、便所やごみ箱は時々薬で消毒する。

（二）手はいつもきれいにすること。
1、便所から出たとき
2、食物をこさえるとき
3、食事前にも
4、外から帰つたとき（手洗いは上水道又はクレゾール石鹸液で）

（三）たべ物飲み物に気をつけること。
1、生水を飲まない
2、たべすぎ、のみすぎをしない
3、不潔な店で飲食物を買わない
4、水遊び寝冷えでお腹を冷さない
5、井戸はサラシ粉で時々消毒する

（四）身体に異常のあるときはすぐ医者へ。
1、高熱下痢のあつた時
2、たべすぎ、のみすぎをしない
3、不潔な店で飲食物を買わない
4、水遊び寝冷えでお腹を冷さない
5、井戸はサラシ粉で時々消毒する

（四）身体に異常のあるときはすぐ医者へ。
1、高熱下痢のあつた時
2、軽い下痢でも回数の多い時
3、便に血液や粘液が混つている時

素人療法は最も危険ですからすぐ医師の診察を受けて下さい

八尾市では本年一月より既に九名（五月十二日現在）の赤（疫）痢患者（内一名保菌者）が発生し内疫痢二名が死亡しています。特に疫痢は恐ろしく死亡率は一〇〇%に近いので、乳幼児のある親御さんは日常の注意と早期受診に心掛けて下さい。

母の表彰

五月五日子供の日に大阪府知事から表彰された塚田檀野さん（41）は、八尾市大字北木の慈心な母である。夫、塚田繁太郎さんは昭和二十年一月出征、同年六月五日朝鮮済州島の野戦病院で病死された天、出征後は二反歩の耕作をやつて増産に努力し、一方虚弱な義姉の面倒をよくみながら三人の子供をよく育英しつつ昼夜兼行精励して、今日健康な子供三人を小学校に送つている。この繁忙のうちにあつて、八尾市未亡人会の一員として会の運営に協力し、農繁期には未亡人の仮作業場に通い奮斗して居られる、そのかどによつて今回の表彰をうけられた。

【写真は表彰された塚田さん】

目指す議員候補者今日顔

▽安中地区委員会
四月七日午後七時（安中青年会場）
議題1、安中地区正副委員長改選について、2、選挙啓蒙運動について、3、平和塔建設の件

▽八尾第一地区委員会
四月七日午後八時（東郷青年会館）
議題1、平和塔建設の件、2、選挙啓蒙運動に関する件

▽八尾第三地区委員会
四月八日午後七時（公民館）
議題1、正副委員長会議報告
2、平和塔建設に関する件
3、選挙啓蒙運動に関する件

▽山本地区委員会
四月八日午後七時（八幡宮社務所）
議題1、選挙啓蒙運動に関する件
2、平和塔建設に関する件、3
日赤募金に関する件